令和6年度決算における 健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの比率から成り立っています。

財政状況が悪化し、健全化判断比率のうちいずれかの比率が地方公共団体の規模により定められた基準、いわゆる早期健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画を定める必要があります。

財政状況が更に悪化し、健全化判断比率(将来負担比率は除く)のうちいずれかの比率が財政 再生基準以上になった場合は、財政再生計画を定めるとともに、起債の制限や国の勧告等の措置 が講じられることになります。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計(以下「普通会計」という。)の歳入歳出差引額から翌年度への繰越 財源を控除した額が赤字(以下「実質赤字」という。)の場合、その額の標準財政規模に対する比 率です。

(単位:%)

| 指標の名称 | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | | 13.12 | 20.00 |

[※] 実質赤字額がないので「-|で表示しています。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、普通会計のほか特別会計及び公営企業会計など、9の全会計に実質赤字 (又は資金の不足額)がある場合、その額の標準財政規模に対する比率です。

(単位:%)

| 指標の名称 | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|---------|--------|
| 連結実質赤字比率 | I | 18.12 | 30.00 |

[※] 連結実質赤字額がないので「-」で表示しています。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、普通会計が負担する元利償還金に加えて、特別会計及び一部事務組合等への繰出金・負担金のうち地方債の償還の財源に充てたと認められるものの合計額の標準財政規模に対する比率です。

(単位:%)

| 指標の名称 | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|-------|---------|--------|
| 実質公債費比率 | 13.3 | 25.0 | 35.0 |

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、普通会計、特別会計及び一部事務組合等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額など、将来的に実質負担すべき額の標準財政規模に対する比率です。

(単位:%)

| 指標の名称 | 令和6年度 | 早期健全化基準 |
|--------|-------|---------|
| 将来負担比率 | 76.3 | 350.0 |

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計に資金の不足額がある場合、その額の事業規模に対する比率です。経営状況が悪化し、この比率が経営健全化基準以上になった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

(単位:%)

| 特別会計の名称 | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|-----------|-------|---------|
| 魚市場事業特別会計 | 1 | |
| 下水道事業会計 | _ | 20.0 |
| 水道事業会計 | _ | |

[※] 資金不足額がないので「-」で表示しています。